|  |
| --- |
| **４９０７．内国貨物運送申告(承認)変更** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＤＣＥ | 内国貨物運送申告(承認)変更 |

１．業務概要

内国貨物運送申告の訂正、取消しまたは運送期間の延長を行う。  
本業務の後に、税関が行う「内国貨物運送申告審査終了（ＤＣＺ）」業務により承認となる。

なお、本業務により訂正または取消しを税関の開庁時間外に行う場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

２．入力者

（１）航空の場合

航空会社、通関業、混載業、保税蔵置場

（２）海上の場合

通関業、保税蔵置場、船会社、船舶代理店、ＣＹ、海貨業

３．制限事項

①１申告の品名は最大５件とする。

②１品名に対するコンテナ数は最大６０２００本とする。

③訂正可能回数は、最大９回とする。

④運送期間の延長は、１回までとする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②内国貨物運送申告の申告者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（３）船舶ＤＢチェック

海上の場合は、船舶コードが訂正された場合で、かつ入力された船舶コードに対して「船舶基本情報登録（ＶＢＸ）」業務または「船舶基本情報等事前登録（ＷＢＸ）」業務が行われている場合は、資格内変されていないこと。

（４）内国貨物運送申告ＤＢチェック

①入力された内国貨物運送申告番号に対する内国貨物運送申告ＤＢが存在すること。

②入力された内国貨物運送申告番号が最新であること。

③入力された内国貨物運送申告番号に対する内国貨物運送申告が取消しまたは手作業移行されていないこと。

④入力された内国貨物運送申告番号に対する内国貨物運送申告が到着確認されていないこと。

⑤運送期間の延長の場合は、運送期間延長承認申請番号が払い出されていないこと。

⑥運送期間の延長の場合は、承認済であること。

⑦運送期間の延長の場合は、運送承認期間超過後でないこと。（５）時間外執務要請届情報関連チェック

訂正または取消しの場合でかつ、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下のチェックを行う。

①当該申告・申請者分の時間外執務要請届ＤＢが存在すること。

②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）内国貨物運送申告番号の枝番払出し処理

訂正の場合は、内国貨物運送申告番号の枝番をシステムで払い出す。

（３）運送期間延長承認申請番号の払出し処理

運送期間の延長の場合は、内国貨物運送申告ＤＢに登録されていない運送期間延長承認申請番号をシステムで払い出す。

（４）内国貨物運送申告ＤＢ処理

（Ａ）内国貨物運送申告の訂正の場合

①入力された内国貨物運送申告番号に対する内国貨物運送申告ＤＢに訂正された旨を登録する。

②システムで枝番が払い出された内国貨物運送申告番号に対する内国貨物運送申告ＤＢを作成する。

③本業務の入力された内容を登録する。

④訂正前の内国貨物運送申告ＤＢに削除表示を設定する。

（Ｂ）内国貨物運送申告の取消しの場合

①取消しが行われた旨を登録する。

②入力された内国貨物運送申告番号に対する内国貨物運送申告ＤＢに削除表示を設定する。

（Ｃ）内国貨物運送申告の運送期間延長の場合

①入力された内国貨物運送申告番号に対する内国貨物運送申告ＤＢに入力された運送期間延長年月日を登録する。

②入力された内国貨物運送申告番号に対する内国貨物運送申告ＤＢにシステムで払い出された運送期間延長承認申請番号を登録する。

（５）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 内国貨物運送申告訂正控情報 | 内国貨物運送申告後承認前の訂正の場合 | 入力者 |
| 申告先税関  （監視担当部門） |
| 内国貨物運送承認訂正・取消控情報 | 内国貨物運送申告承認後の訂正または取消しの場合 | 入力者 |
| 申告先税関  （監視担当部門） |
| 内国貨物運送申告取消通知情報 | 内国貨物運送申告後承認前の取消しの場合 | 入力者 |
| 申告先税関  （監視担当部門） |
| 内国貨物運送期間延長申請控情報 | 内国貨物運送申告承認後の運送期間延長の場合 | 入力者 |
| 申告先税関  （監視担当部門） |

７．特記事項

本業務では、管轄官署が異なる港へ発送地港コードを変更することはできない。

変更する場合は、本業務で当該発送地港の内国貨物運送申告を取り消した後、新たに内国貨物運送申告を行う必要がある。